

○東京大学医科学研究所附属病院諸料金規則

昭和 50 年 5 月 1 日

制定

沿革

第 1 条 東京大学医科学研究所附属病院(以下「病院」という。)で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法については、この規則によるものとする。

第 2 条 病院で徴収する診療等の料金は、別表に掲げるもののほか、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)の別表第 1 医科診療報酬点数表並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 93 号)の別表に定める点数に 10 円を乗じて得た額(ただし、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に 100 分の 110 を乗じて得た額)とする。

2 社会保険、社会福祉等関係法令に基づく患者又は費用負担等について特段の協定等を行っている患者に係る診療等に関する料金の額及びその徴収方法は、前項に定めるところによるほか、当該法令又は協定等の定めるところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により難しいものについては、個々の診療等の料金徴収のつど病院長が定める。

第 3 条 入院又は退院当日の特別室使用料は、入院又は退院の時間にかかわらず 1 日分の料金とする。

2 転室した日の特別室使用料は、転入した室の料金とする。

3 患者の希望により、病室の患者収容定員を減じて入室させた場合の特別室使用料は、当該病室の等級を相当等級に繰り上げた額を基準としてそのつど病院長が定める。

4 普通室以外の室に患者収容定員を超えて入室させた場合の当該病室の各患者の特別室使用料は、当該病室の相当等級を繰り下げた額を基準としてそのつど病院長が定める。

第 4 条 外来患者に係る診療等の料金は、原則として前納とし、入院患者に係る診療等の料金は毎月 1 日から末日までの分を翌月に徴収する。ただし、退院の場合にあつては、退院時までの分を退院時に徴収する。

第 5 条 この規則の施行に必要な事項は、別に定める細則による。

附 則

この規則は、平成 14 年 12 月 2 日から施行し、改正後の東京大学医科学研究所附属病院諸料金規程の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 16 年 2 月 19 日から施行し、改正後の東京大学医科学研究所附属病院諸料金規程は、平成 16 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行し、改正後の東京大学医科学研究所附属病院諸料金規程第 2 条リ、ヌの規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京大学医科学研究所附属病院諸料金規程第 2 条第 1 項ニの規定は、平成 23 年 10 月 1 日から適用し、同項リの規定は、平成 23 年 3 月 1 日から適用する。
- 3 この規則による東京大学医科学研究所附属病院諸料金規程第 2 条第 1 項ヌを削る改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行し、改正後の東京大学医科学研究所附属病院諸料金規程第 2 条第 1 項ルの規定は、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 14 日から施行し、改正後の東京大学医科学研究所附属病院諸料金規程は、平成 24 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 2 月 13 日から施行し、改正後の東京大学医科学研究所附属病院諸料金規程第 2 条第 1 項ニの規定は、平成 25 年 9 月 1 日から適用し、同項カの規定は、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 27 日から施行し、改正後の東京大学医科学研究所附属病院諸料金規程は、平成 26 年 2 月 26 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 11 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 24 日から施行し、令和元年 10 月 1 日より適用する。

附 則

この規則は、令和 2 年 9 月 10 日から施行し、令和 2 年 8 月 1 日より適用する。

附 則

この規則は、令和 2 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 14 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 8 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 7 月 8 日から施行し、令和 3 年 7 月 1 日より適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 2 月 10 日から施行し、令和 4 年 1 月 11 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 20 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 14 日から施行し、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 11 月 10 日から施行し、令和 4 年 9 月 16 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月 11 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規則は、令和 5 年 7 月 13 日から施行する。

2 この規則による改正後の別表の規定のうち、サルバヤわ楽パンツ M-L ウエストサイズ[※] 60～95cm 2 枚入り 1 袋 260 円、サルバヤわ楽パンツ L-LL ウエストサイズ[※] 60～95cm 2 枚入り 1 袋 260 円、サルバ安心Wフィット M ヒップ サイズ[※] 70～95cm 1 枚入り 1 袋 250 円、サルバ安心Wフィット

Lヒップサイズ 90～125cm 1枚入り 1袋 290円、サルバ尿とりパッドスーパー 男性用 22×40cm 2枚入り 1袋 120円及びサルバ尿とりパッドスーパー 女性用 20×47cm 2枚入り 1袋 120円については、令和5年6月1日から適用し、トライボール 呼吸練習器 1個 4,460円については、令和5年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年10月12日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定のうち、肺炎球菌ワクチン（バクニューバンス）1回につき 12,100円は、令和5年9月1日から適用し、応援介護あて楽テープ Mサイズ 男女兼用 20枚 1袋 3,050円、応援介護あて楽テープ Lサイズ 男女兼用 17枚 1袋 3,010円、サルバやわ楽パンツ M-Lサイズ 男女兼用 24枚 1袋 2,130円及びサルバやわ楽パンツ L-LLサイズ 男女兼用 20枚 1袋 2,170円については、令和5年10月1日から適用する。

別表

沿革

東京大学医科学研究所附属病院諸料金規則

体系情報

□ 第7編 経理及び諸料金

沿革情報

- ◆ 昭和 50 年 05 月 01 日 制定
- ◇ 昭和 51 年 05 月 25 日
- ◇ 昭和 53 年 06 月 06 日
- ◇ 昭和 57 年 10 月 01 日
- ◇ 昭和 63 年 04 月 01 日
- ◇ 平成 01 年 04 月 01 日
- ◇ 平成 01 年 09 月 14 日
- ◇ 平成 03 年 01 月 01 日
- ◇ 平成 03 年 08 月 01 日
- ◇ 平成 03 年 10 月 31 日
- ◇ 平成 04 年 04 月 01 日
- ◇ 平成 06 年 06 月 01 日
- ◇ 平成 09 年 05 月 19 日
- ◇ 平成 10 年 06 月 01 日
- ◇ 平成 12 年 03 月 23 日
- ◇ 平成 12 年 11 月 08 日
- ◇ 平成 14 年 12 月 02 日
- ◇ 平成 16 年 02 月 19 日
- ◇ 平成 18 年 10 月 12 日
- ◇ 平成 24 年 03 月 01 日
- ◇ 平成 24 年 05 月 01 日
- ◇ 平成 24 年 06 月 14 日
- ◇ 平成 24 年 07 月 23 日
- ◇ 平成 26 年 02 月 13 日
- ◇ 平成 26 年 03 月 27 日
- ◇ 平成 29 年 10 月 12 日
- ◇ 平成 30 年 04 月 12 日
- ◇ 平成 30 年 06 月 07 日
- ◇ 平成 30 年 09 月 20 日
- ◇ 平成 30 年 12 月 13 日

- ◇ 令和元年 07 月 11 日
- ◇ 令和元年 10 月 24 日
- ◇ 令和 02 年 09 月 10 日
- ◇ 令和 02 年 12 月 10 日
- ◇ 令和 03 年 01 月 14 日
- ◇ 令和 03 年 03 月 11 日
- ◇ 令和 03 年 04 月 08 日
- ◇ 令和 03 年 07 月 08 日
- ◇ 令和 04 年 01 月 01 日
- ◇ 令和 04 年 02 月 10 日
- ◇ 令和 04 年 04 月 20 日
- ◇ 令和 04 年 07 月 14 日
- ◇ 令和 04 年 11 月 10 日
- ◇ 令和 05 年 01 月 12 日
- ◇ 令和 05 年 05 月 11 日
- ◇ 令和 05 年 07 月 13 日
- ◇ 令和 05 年 10 月 12 日